

監督署からのお知らせ<2017年No.3>

～ ゼロ災復興めざして がんばろう! ～

石巻労働基準監督署
平成 29 年 9 月 7 日発行

労働災害発生状況【平成 29 年】8 月末

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 28 年	平成 29 年	増減の状況	
	全期	全期	全期	8 月末	8 月末	(対前年比)	
	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷者数	増減率(%)
全産業	396 (5)	370 (6)	374 (3)	243 (3)	236 (3)	-7	-2.9
製造業	104	98 (1)	116 (1)	78 (1)	66	-12	-15.4
食料品製造業	60	49	76 (1)	56 (1)	32	-24	-42.9
水産食料品	48	41	65 (1)	48 (1)	28	-20	-41.7
建設業	106 (3)	106 (3)	105 (2)	64 (2)	73 (1)	9	14.1
土木工事業	41 (2)	40 (1)	42 (2)	27 (2)	33	6	22.2
建築工事業	50 (1)	52 (2)	49	31	34 (1)	3	9.7
その他の建設業	15	14	14	6	6	—	—
運輸交通業	39 (1)	21	25	16	16 (1)	—	—
商業	40	36	43	27	22	-5	-18.5
上記以外の業種	107 (1)	109 (2)	85	58	59 (1)	1	1.7

災害発生状況(概況)

休業 4 日以上を含む労働災害の全数は前年同期比で 2.9%減少している。しかしながら、業種別にみると、建設業においては、墜落・転落災害や挟まれ・巻き込まれ災害が多く発生しており、コンベアに巻き込まれての死亡災害や重篤な障害を残す災害が発生している。このような状況からも一層の労働災害防止活動の取組・徹底が求められる。

平成29年度 全国労働衛生週間

(10/1~10/7)

※9/1~9/30は準備期間、健康診断取組強化月間

【スローガン】 働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

過労死事案や精神疾患に係る労災申請・認定は全国的にも、宮城県内でも高水準となっており、平成 28 年度に県内で認定された精神疾患 10 件のうち、長時間労働関連を要因とする事案は 5 件となっており、過重労働等の放置は、過労死等の脳・心臓疾患の発症のみならず、メンタルヘルス不調の原因ともなっております。

また、石巻労働基準監督署管内の労働者の健康を巡る現状をみると、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合は平成 20 年に 5 割を超え年々増加し平成 27 年は 57.7%まで達し、昨年は 57.1%と 0.6 ポイント減少したものの依然として高水準であり、職場での健康リスクは依然として存在しており、労働者の健康確保の観点から、健康診断の実施を徹底し、健診結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施していくことが重要となっております。

事業場におかれましては、働き方改革を実現すべく、この機会に労働衛生管理の一層の活性化を図っていただくとともに、特に、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援対策、健康診断に基づく保健指導や事後措置等について、事業場内にてあらためてその促進を図っていただきますようお願いいたします。

※具体的な実施事項等は、平成 29 年度全国衛生週間実施要綱等（厚生労働省又は宮城労働局ホームページ）を参照してください。

水産食料品製造業 労災防止研修会を開催しました！

東日本大震災から6年が経過し、製造業では復旧復興が進み本格的な生産に移行する中、当署管内の基幹産業となる水産食料品製造業における昨年（平成28年）の労働災害は65件と対前年比24件（58.5%）の大幅増加となっており、憂慮すべき状況にあります。

このため当署では8月8日（石巻地区：31名参加）と8月10日（気仙沼・南三陸地区：37名参加）の両日、水産食料品製造業の皆様を対象に労働災害防止対策等に係る研修会を開催しました。講義では、中災防・東北安全衛生サービスセンターの昆野安全衛生管理士から、「関係法令やヒューマンエラー解消等の災害防止対策」について説明されたほか、ハローワークの担当官より、「魅力ある職場づくりのための助成金」について説明されました。

サンマ漁等の盛んなこの時期が、最繁忙期という事業場も多いでしょうが、繁忙期こそ、労働災害防止対策を確認・徹底するようお願いします。



～労働者50人未満の小規模事業場の方へ～

産業保健総合支援センターの地域窓口を利用していますか？

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、以下の産業保健サービスを原則として、無料で提供していますので、是非ご利用ください。

- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導・個別訪問指導・産業保健に関する情報提供

【お問合せ先】・石巻地域産業保健センター（TEL:0225-95-6238）

・気仙沼地域産業保健センター（TEL:0226-22-1540）

宮城県最低賃金 《改定のお知らせ》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **772** 円

平成29年10月1日から！

（9月30日までは時間額748円）



最低賃金制度のマスコット

チェックマン

発行：石巻労働基準監督署（TEL：0225-22-3365）〒986-0832 石巻市泉町4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎）

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽に御相談ください。

労働条件関係は方面、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生課、労働保険料・労災保険関係は労災課まで。